

2024年7月11日 全4頁

3月決算会社の2024年定時株主総会 有価証券報告書の総会前提出は40社

有価証券報告書の総会前提出の現状と課題

金融調査部 研究員 矢田歌菜絵

[要約]

- 有価証券報告書の総会前提出とは、上場会社が、定時株主総会開催前に有価証券報告書を提出することである。これにより、投資家・株主が有価証券報告書を定時株主総会における議決権行使の判断材料として活用できるようにすること等が期待される。
- 2024年3月決算会社（東証上場）2,190社のうち総会前提出を実施していたのは40社にとどまった。
- 他方、定時株主総会開催日当日および翌日に有価証券報告書を提出したのが1,911社（全体の87.5%）であった。このことから、定時株主総会開催日には、有価証券報告書提出の準備が整っている上場会社が大多数であることが推測される。

ここもと有価証券報告書の定時株主総会前のタイミングでの提出（以下、総会前提出）に対する関心がさらに高まっている。本稿は、横山淳・藤野大輝・矢田歌菜絵「[有価証券報告書の総会前提出の現状と課題](#)」（2024年6月28日付大和総研レポート）に、直近の3月決算会社の2024年定時株主総会の状況を補足するものである。

総会前提出とは

有価証券報告書の総会前提出とは、定時株主総会が開催される前に有価証券報告書を提出することである。総会前提出がなされることで、投資家・株主は定時株主総会における議決権行使の判断材料として有価証券報告書の情報を活用できるようになり、発行体である上場会社は株主総会資料と有価証券報告書の一体化を通じて事務負担が軽減され、株主との建設的な対話にリソースを回すことができるようになることが期待されている。

もっとも、定時株主総会直前に有価証券報告書が提出されても、投資家・株主はその内容をよく読み込むことができず、上場会社と株主との建設的な対話は期待し難い。投資家・株主が定時株主総会の前にその内容をよく読み込むことができるタイミングでの提出が必要である。

なお、2019年に公布された「会社法の一部を改正する法律」（令和元年改正会社法）で導入さ

れた株主総会資料の電子提供制度¹では、株式についての有価証券報告書の提出義務会社が、電子提供措置開始日までに必要事項を記載した有価証券報告書の提出手続をEDINETにより実施した場合は、株主総会資料のウェブサイト掲載は不要とするEDINET特例が設けられている（定時株主総会に限る）。このEDINET特例を活用すれば、有価証券報告書で株主総会資料を代用可能、すなわち、別途、株主総会資料は不要となり、事実上、有価証券報告書と（定時株主総会の）株主総会資料の一体化が可能となる。そのためには、原則として、株主総会の3週間前の日、または招集通知の発送日のいずれかの早い日までに、有価証券報告書を提出しなければならない。

総会前提出の状況（3月決算会社の場合）

本稿では東京証券取引所に上場する3月決算会社2,190社（2024年6月末時点。以下、3月決算会社）を対象に、定時株主総会開催日と有価証券報告書の提出日について調査を行った。

まず3月決算会社の2024年の定時株主総会開催日および2024年3月期の有価証券報告書提出日を見るとそれぞれ図表1と図表2の通りであった。図表1から定時株主総会開催日が6月下旬に集中していたことが分かる。図表2からは、6月26日から6月28日にかけて有価証券報告書の提出が集中していることが分かる。これは、定時株主総会開催日当日またはその翌日に該当するケースが多いとみられる。3月決算会社についても、12月決算会社²と同様の傾向が見られ、定時総会開催日および有価証券報告書提出日が一定期間に集中している。このことが、株主・投資家の情報分析やエンゲージメント等の活動に大きな負担をかけている可能性がある。

図表1 総会カレンダー（3月決算会社）（社）

月	火	水	木	金	土	日
5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2
0	0	0	1	1	0	0
6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9
0	0	0	0	2	0	0
6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16
0	1	3	12	14	3	1
6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23
7	49	62	118	264	16	6
6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30
57	376	511	650	36	0	0
7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7
0	0	0	0	0	0	0

（注）3月決算会社2,190社について2024年7月4日に集計。
（出所）日本取引所グループ「[3月期決算会社株主総会情報（定時株主総会調査結果）](#)」および東証上場会社情報サービスより大和総研作成

図表2 有価証券報告書提出日カレンダー（3月決算会社）（社）

月	火	水	木	金	土	日
5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2
0	0	0	0	2	0	0
6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9
0	0	0	0	1	0	0
6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16
0	1	2	9	9	0	0
6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23
18	25	53	93	191	0	0
6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30
171	229	422	595	354	0	0
7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7
8	0	0	0	0	0	0

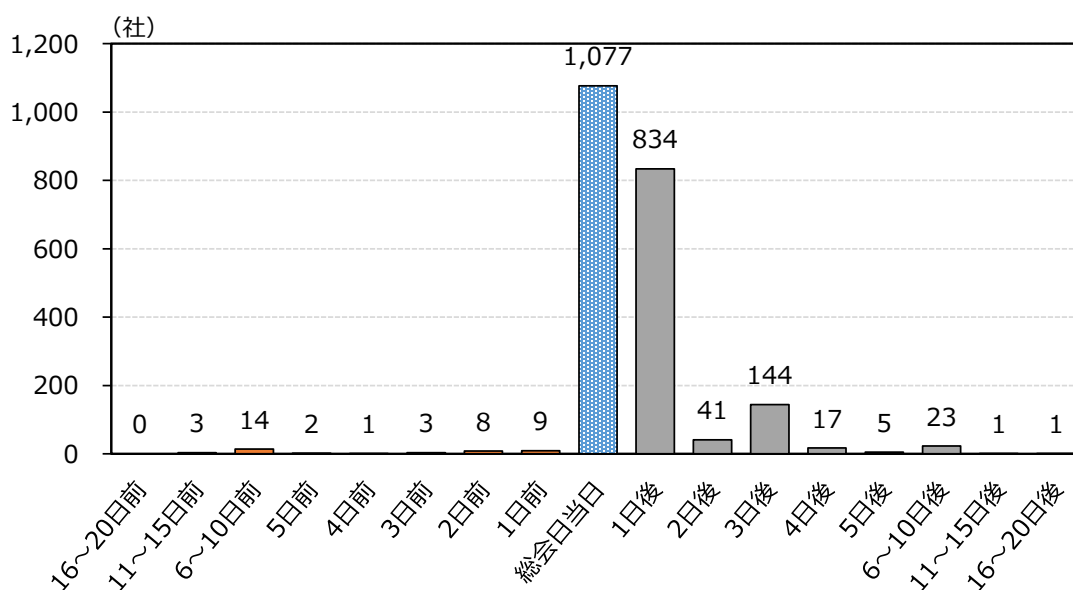
（注）3月決算会社2,190社のうち、有価証券報告書の提出遅延を発表した7社を除いた2,183社について2024年7月4日に集計。
（出所）EDINET閲覧サイトより大和総研作成

¹ 詳細は、拙稿「[株主総会資料の電子提供制度開始①（改訂版）](#)」（2023年2月7日付大和総研レポート）参照。

² 詳細は、横山淳・藤野大輝・矢田歌菜絵「[有価証券報告書の総会前提出の現状と課題](#)」（2024年6月28日付大和総研レポート）参照。

次いで、3月決算会社における定時株主総会開催日から有価証券報告書提出日までにかかる日数について集計を行った結果が図表3である。定時株主総会開催日当日に有価証券報告書を提出したのが1,077社（全体の49.3%）、総会開催日の翌日が834社（全体の38.2%）であり、定時株主総会開催日当日および翌日の提出率が87.5%であった。12月決算（前ページ脚注2）における定時株主総会開催日当日および翌日の提出率は88.1%であり、3月決算会社と同様の水準であった。このことから、定時株主総会開催日には、有価証券報告書提出の準備が整っている上場会社が大多数であることが推測される。

図表3 総会開催日から有価証券報告書提出までの日数（3月決算会社）



（注）3月決算会社2,190社のうち、有価証券報告書の提出遅延を発表した7社を除いた2,183社について2024年7月4日に集計。

（出所）EDINET 閲覧サイト、日本取引所グループ「[3月期決算会社株主総会情報（定時株主総会調査結果）](#)」および東証上場会社情報サービスより大和総研作成

定時株主総会開催日当日または翌日の有価証券報告書の提出が大多数である一方、総会前提出の例も3月決算会社2,190社中40社と少数だが確認できる。その内訳は、図表4の通りで、定時株主総会開催日のおよそ2週間前が最も早く総会前提出を行っていた事例であった。定時株主総会開催の3週間前日、すなわち株主総会資料の電子提供期日に有価証券報告書を提出していた上場会社は見られなかった。なお、12月決算会社（前ページ脚注2）では、基準日を決算日より後にすることで定時株主総会開催を後倒しし、総会前提出を実現する事例が見られたが、3月決算会社でそのような事例は見られなかった。

図表4 総会前に有価証券報告書を提出した会社数

提出日	15日前	13日前	12日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前
社数	1	1	1	8	6	2	1	3	8	9

（注）3月決算会社2,190社のうち、有価証券報告書の提出遅延を発表した7社を除いた2,183社について2024年7月4日に集計。

（出所）EDINET 閲覧サイト、日本取引所グループ「[3月期決算会社株主総会情報（定時株主総会調査結果）](#)」および東証上場会社情報サービスより大和総研作成

まとめ

本稿では、3月決算会社における有価証券報告書の総会前提出の状況について集計を行った。図表4で示した通り、最も早い総会前提出が定時株主総会開催の15日前であったことから、前述のEDINET特例を用いた対応が可能な事例はなかったことが分かった。さらに、定時株主総会を6月29日以後に開催した3月決算会社はなかった。総会前提出を実施した40社は、いずれも定時株主総会の議決権の基準日を3月31日または事業年度の最終日と定款に定めており、定時株主総会を6月末までには開催しなければならなかった。

前回のレポートでも指摘した通り、サステナビリティ情報開示の拡充や英文開示への対応なども考慮すれば、定時株主総会の開催時期を変更せずに、有価証券報告書の提出時期を早めるという対応だけで総会前提出を実現することは、困難であると思われる。仮に実現できたとしても、私見だが、定時株主総会の開催日が特定の時期に集中することは避けられないと思われる。

今回の調査結果により、改めて、総会前提出の実現に向けた課題が浮き彫りになったものと考えられる。